



# 向上會規約

## 第一章 總則

- 第一條 本會ハ勤働者ヲ以テ設立スルモノトス
- 第二條 本會ヲ向上會ト稱シ其本部ヲ大阪ニ置キ支部ヲ全国各地ニ置ク
- 第三條 支部ハ常ニ本部及各支部ト連絡ヲ保チ一致ノ行動ヲナス
- 第四條 但シ支部ハ正會員五十名以上ヲ以テ成立スルモノトス
- 第五條 本規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニシテラサレハ變更スルコトヲ得ズ
- 第六條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ必要ニ應ジ行フ
- 第七條 本會員ヲ左ノ二種トス
  - 正會員 本會ノ趣旨及規約ニ賛同シ入會シタルモノ
  - 贊助員 聲望アリテ本會ノ趣旨ニ賛成シ評議會ノ決議ヲ經テ會長ヲ推薦シタルモノ
- 第八條 幹事員ハ集會ニ出席シ發言權ヲ有スルモ決議數ニ加ハルコトヲ得ズ
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 一名
  - 副會長 一名
  - 監事 二十名
  - 庶務員 三名
  - 評議員 三名
  - 幹事員 二十名
  - 支部長 支部所屬會員ノ選舉シタル者
  - 但シ役員欠員ヲ生ジタル時ハ補欠選舉ヲ行フモノトス
- 第十條 相談役 本會ニ特別功勞アルモノヲ以テス
  - 會長ハ一明ノ會務ヲ統轄ス
  - 副會長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ掌理ス
  - 監事 會務ヲ分擔ス
  - 庶務員 會務ヲ處理ス
  - 幹事員 會務ノ便宜ヲ計ルモノトス
- 第十一條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク顧問ハ榮勳問題ニ趣キ有スル有識者中本人ノ承諾ヲ得テ本會之レヲ推薦スルモノトス
- 第十二條 本會ノ役員ハ各職職トシ其任期ハ一カ年トス
- 第十三條 本會ニ於テ重要ノ事件ヲ決議スル爲メ本會ニ評議會ヲ組織ス
  - 會長、副會長、理事、監事、評議員、相談役ヲ以テ組織ス
  - 但シ評議員三分之一以上ノ申出アリシトキハ隨時開會スルコトヲ得
- 第十四條 評議會ハ會長ヲ以テ議長ト爲シ議事ハ出席者ノ過半数キ以テ之ヲ決シ可否同數アルトキハ議長之ヲ決ス

以上出席スルニアラザレ

費ニ依ルモノトス

決議ヲ以テ之ヲ定ム

二月三十一日ヲ以テ終ル

會ニ於テ決定シ決算ハ二會ノ承認ヲ經テ會員ニ解

會ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ

人會申込書ニ所載記入ヲ

ムベシ

モノトス

義務ヲ有ス

ハ規定ノ會員費ヲ佩用ス

ノハ其理由ヲ具シ會員撤

シ又會員タル義務ヲ怠ル

之ヲ撤分ス

ナル者ハ評議會ノ決議ヲ

動ヲ明ニスルモノトス

其名目ヲ定ムルモノトス

毎年二回總會ヲ開ク

ヲ附表ノ如シ

ヲ備出スルモノトス

ニヨリ脱會スルモノ一切返

部ニ送附スルモノトス

銀行若クハ郵便局ニ會

事ニ於テ保管スルモノト

管理事ニ於テ確實ニ保管

評議會ノ決議ニ據ル

加シ調整シ評議員ニ提出シ

ノトス

ニ依リ支部長之ヲ定ム